

第六十一回国会 衆議院 交通安全対策特別委員会議録 第五号

昭和四十四年三月十八日(火曜日)

午後一時十二分開議

出席委員

委員長 内海 清君

理事 稻村左近四郎君

理事 田中 榮一君

理事 山田 耻目君

理事 加藤 六月君

理事 川野 芳満君

久保 三郎君

出席国務大臣

国務大臣 (総理府総務長)

内閣総理大臣官

房陸上交通安全

調査室長

警察庁交通局長

建設政務次官

建設省道路局長

委員外の出席者

厚生省医務局次

長

運輸省鉄道監督

局国鉄道部保

安課長

運輸省鉄道監督

局民営鉄道部土

木課長

運輸省自動車局

整備部長

日本国鉄道施

設局長

北沢 秀勝君

堀山 健君

森永 昌良君

山本 正男君

宮崎 清文君

鈴木 光一君

渡辺 栄一君

義輪健二郎君

北川 力夫君 太田 一夫君 同(小川平二君紹介)(第一〇四四号) 同(小澤貞孝君紹介)(第一〇四五号) 同(吉川久衛君紹介)(第一〇四六号) 同(倉石忠雄君紹介)(第一〇四七号) 同(小坂善太郎君紹介)(第一〇四八号) 同(下平正一君紹介)(第一〇四九号) 同(中澤茂一君紹介)(第一〇五〇号) 同(羽田武嗣郎君紹介)(第一〇五一号) 同(原茂君紹介)(第一〇五二号) 同(平等文成君紹介)(第一〇五三号) 同(林百郎君紹介)(第一二九一号) は本委員会に付託された。

三月六日

交通安全施設等整備事業の計画期間延長に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一〇四三三号)

同(小川平二君紹介)(第一〇四四号)

同(小澤貞孝君紹介)(第一〇四五号)

同(吉川久衛君紹介)(第一〇四六号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一〇四七号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一〇四八号)

同(下平正一君紹介)(第一〇四九号)

同(中澤茂一君紹介)(第一〇五〇号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一〇五一号)

同(原茂君紹介)(第一〇五二号)

同(平等文成君紹介)(第一〇五三号)

同(林百郎君紹介)(第一二九一号)

は本委員会に付託された。

三月六日

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の存続等に関する陳情書(札幌市議会議長松官利市)(第七七八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第五四号)

○内海委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。太田一夫君。

○太田委員 最初に、総務長官にお尋ねをいたします。

それは、交通安全基本法のごときでござい

が、本国会の会期というの余すところわずかに

なつたのでありますが、どういふかげんか、いま

だに基本法が提案されてまいりません。昨年の暮

れでございまして、わが党の久保委員から、促

進に関する意見等がなされまして、調整をしてお

るけれども必ず出ずからという御回答であつたと思

うのです。一向に出ないのはどうい

うわけか、またどういふ点に問題があつておくれ

ておるのか、ひとつ御説明をいただきたいと思

うです。

○床次国務大臣 基本法の制定にしましては、

委員各位から非常な御支援と激励をいただいて感

謝にたえない次第であります。政府といたしま

しては、これをできるだけすみやかに提案するつ

もりで鋭意努力をしておる次第であります。ほと

んど各方面の調整をしておりますが、ただ一点

でも申しします。調整ができない点があるの

であります。調整でき次第、直ちに法制局の審

査を経まして御提案をするという段取りになつ

ておる次第であります。

○太田委員 それはいつごろの見通しでござい

ますか。

○床次国務大臣 現在調整中でありまして、で

改正する等の法律案では、踏切道の緊急整備はな

くなっているのではないか、こういう御質問だと存するわけでございますが、いま申し上げました通学路いわゆる通学路法で取り上げました踏切道の構造改良は、先生も十分御承知のように、拡幅と舗装という、きわめて限定的な、いわば小規模でかつ緊急を要するものの構造改良でございます。この点につきましては、法の趣旨を体しまし

○太田委員 舗装、拡幅が完了したということでありますが、それじや運輸省いらっしやいますね。運輸省のどれかわかる方から、実際拡幅と舗装は完了したかどうか御回答をいただきたい。

○山本説明員 お答え申し上げます。

○太田委員　それでは、あと残った踏切が見つかりました場合には、それはやらなければならないときには、在来の緊急措置法と同じように二分の一ないし三分の二の補助をする、助成するという

予算上の措置はできておりますか。

○山本説明員 拡幅それから舗装の工事につきましての費用の分担の件であらうかと存じますけれども、むしろこの辺は私ども運輸省のほうから申し上げますよりも、建設省のほうからお答えいだきましたほうが適當かと思えますので、そちらのほうからひとつお答えいただいたらと思います。

○養輸政府委員 踏切の構造改良につきましては、これは一定の基準に基づきますものを四十二年、四十三年、通学路の法律に基づきまして実施したわけでございます。実はその間にまだ用地の買収その他で勾配改良その他やらなければならぬものが多少残っております。われわれの推定では約五百ないし六百ぐらい残っております。これにかかる金が大体十五億ぐらいでございます。それを逐次、道路につきましては道路事業の中の特殊改良で二分の一の補助で実施をいたしたいというように考えております。

○太田委員　いまの養輪局長のお話で明らかになりましたが、二分の一は三分の二より小さいことは事実だけれども、いままでは市町村に対しては三分の二の補助が出せたのです。少ないけれども、あなたが五百、六百という数を想定され、それに対して二分の一補助をやるとおっしゃるならば、それは何かお茶は濁るでしょう。それはわかります。

そこで総務長官、これは舗装と拡幅のことですが、もう一つ保安設備というのがありました。保安設備そのものも完成したと御理解でございますか。

○床次国務大臣　ただいまの残るかもしれないという御意見であります、残りますものにつきましては四十四年度予算において処理できるようにしたいと考えております。

○太田委員　どの項に幾ら計上されておりますか。

○宮崎(清)政府委員　踏切道の保安設備、すなわち遮断機でございますとか警報器に関する補助で

ございますが、これは御承知のように、従前からも赤字ないし準赤字の私鉄がこの整備事業をいたします場合に国庫補助をしたわけでございます。この点につきましては、例の通学路法ができましたときに従来の補助率を改めまして、国が二分の一、都道府県が三分の一それから事業者が六分の一というふうな補助率のアップをしたわけでございまして、この点につきましては、いま総務長官も申し上げましたように、四十四年度におきまして同じ補助率の予算を計上いたしております。その額は一億六千四百万円でございます。

○太田委員 これはあればけっこうですが、踏切道の構造改良に関する緊急措置法のそのとけ込み方というのは、いささか鉄道交通というもののに対する安全性というものが軽視されておるような気がしてしかたがないと同時に、地方財政が豊かであらうからなるべく地方で負担してくれというような気持ちがある。少なくともこれは整備がおくれるということを結果すると思いますので若干問題が残ると思いますが、ぜひこれは建設省においても舗装 拡幅の助成、それから警報機等の保安設備の補助につきましても十分ひとつやっていただきたいと思えます。

長官お急ぎのようですからもう一つだけ尋ねておきますが、交通遺児の救済の問題、これもこの間たしか附帯決議があったと思うのですが、財団法人の設立というのはどうなつたのでありますか、この際聞いておきたい。

○床次國務大臣 交通遺児の育英問題に對しましては、委員はじめ關係者各位の非常に御熱心な御努力によりまして、大体その設立の準備が固まつてまいりました。會長には、交通安全會の會長の永野重雄氏を會長にいたしまして、理事長は會長の了承を得まして石井栄三氏にきまつたさうであります。なお理事長がきまりました以上は、すみやかに事務局を整備いたしましたして、そうして基金の募集に着手したいと思うのであります。ある程度までの基金の募集のめどがつきました以上は、すみやかに法人の設立準備手續をいたしました。

いと思っておる次第であります。

○太田委員　交通遺児の救済の問題は、単に育英資金ということにとどまらず、広く小学校の生徒児童等に至りまして、これを対象として何らかかの救済をしなければならぬという精神でございませう。単に高等学校へ行くとか大学へ行く育英資金じゃなかったと思うのですが、その点はどうか。配慮されておりますか。

○床次国務大臣 この問題に對しましては、一般の遺児に對しまして小学校、義務教育に對しましては、生活保護の運用によりましてある程度までまかなえるわけでありますので、主として高等学校育英ということを考えておるわけでありますが、なお高等学校育英以外にどの程度までの仕事をするかということに對しましては、今後慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○太田委員　そのことは、高等学校の育英資金の貸し出しを行なうのが今回の財団法人の目的であつて、小中学生については、あるいはまたそれ以下の保育園、幼稚園等については生活扶助の範圍にまかせる、こちらでやらないということですか。

○床次國務大臣　現行法の社会福祉関係の諸法を十分運用いたしますならば、大体その目的を達するのではないかというふうに考えておりますので、なお足らない問題がありますならば、その点に對しましては新しい法人におきましても検討してまいりたいと思うのでありますが、これは財政上の都合もありますので、とりあえず目標を高等学校の育英というを中心として発足いたすというわけであります。

○太田委員 それじゃ附帯決議と違うじやありませんか。

○床次國務大臣 ただいまの点は、私はその当時の事情をよく了解しておりませんが、多分進學援助等という形になっておつたのじやないかと思ひますが、よく調べましてお答え申し上げます。

○太田委員 あなたの場合はそのときの質疑に加

わっていらつしやらなかつたからわかるのです
が、しかし、あなたのまわりには長くやつてい
らつしやる専門家がいらつしやるわけですから、
十分附帯決議の精神を生かして、一般高等学校の
育英資金だけは財団法人何々でやるけれども、そ
の他は市町村にまかせるといふ——市町村として
は条例を設けてそういう両親のない遺児等に対し
ては——生活扶助じゃないですよ、全然別の扶助
料というものをを出しておるのです。助成金、見舞
い金を出して、毎月幾らかややつておるのです
よ。国が同じことをやらなければバランスがとれ
ないということをお願いしておる。ですから附帯
決議だけは忘れないでくださいよ。日本語で書い
てあるのですから、ひとつ読んでください。

それから、あなたがお急ぎのようですから、も
う一つ大臣にお尋ねしたいことは、この前のとき
もそうであつたと思うのですが、この二号基準に
よつて区間を指定するといふ制度があるんです
ね。ところがこの二号基準はどうも、この前のと
きもそうでありましたが、指定区間の中に入らな
かつた、軽視されておる。これは学童に対する生
命を守る、安全を守るという精神が今度の中
にはあまりない。この前も少なかったが、今度も
非常にない。建設省は通学路といふ学童の生命を
守るといふこととさか遠いかもしれませんね、
いままでの方向が。このごろだんだん近寄つてき
たのですけれども、わからぬわけじゃありません
けれども、二号基準をどうして軽視するか、この
辺のところには何か御感想がございますか。それだ
け聞いておきたい。

○養護府委員 交通安全をいたします法律に
ございます道路の指定の基準の問題でございま
す。これも先生御承知のように、交通量と交通事
故死亡率から出すものと、もう一つは、先生もお
っしゃいました二号基準の付近に保育所、幼稚園、
小学校等、そういう児童の安全を守らなければな
らないところ、これにつきまして私たちがこれから
新しい三カ年計画でどうするかといふことでござ
います。現在この指定で大体五万七千キロぐら

指定しておりますが、さらに今度の三カ年計画で
は七万ぐらにふやしたい、そのうちやはりこの
二号基準が相当多くなるといふように考えており
ますので、先生のおっしゃいました幼稚園その他
の、交通量だけによらない弱い通園、通学児を守
るこの路線の基準は大いにふやしてまいりたいと
いふふうに考えております。

○太田委員 大臣、あなたもこの二号基準だと
一号基準だとかいふことは建設省におまかせく
ださつてけつこうですけれども、この法律案を出
して当委員会が特別交通安全の主たる施策として審
議するにあたりましては、小学校の周辺とか幼稚
園、保育園の周辺といふものの交通安全といふも
のは、とかく国道とか主要地方道のしわ寄せを
受けていままで軽視されてきたのです。今度も軽
視されては困るので——どうも軽視されるような
傾向がある。いま養護さんは十分重視するとお
っしゃいましたけれども、交通量を考えると、事
故を考えるとといふことではいけないのであつて、
そんなものは子供があれはいつ事故が起きるか
からぬのですから、そういう付近は二号基準を重
視するといふ精神が人命尊重上必要だと思つて
います。小学校の生徒が何人死んだからここにこ
うさくをやりまして、歩道橋をつくりまして
ではない。事故が起きて人が死んでからやつ
たつてあつたの祭りだと思つておる。そういう点
でわれわれは人命の尊重といふのを今度の法案の中
に相当重く織り込んであるといふ確認をしたい。
あなたのほうも、それがもしも軽視されるよう
なれば、基準があるのだから、極力そういうものを
させるつもりだといふことではない、交通安全基
本法を考へていらつしやる総理府としては、私は
いささか問題だと思つたわけですが、考へていた
けすね。

○床次国務大臣 非常に形式的に基準を考へると
いふことは本旨ではないので、御趣旨のように児
童、生徒の人命を十分尊重する立場において運営
をいたしたいと思つておる。

○太田委員 次にお尋ねをいたしますが、これは
もともと建設省の法律ですからひとつ建設省にお
尋ねをいたします。

まず、今後新計画の事業の対象になるその場所
その対象箇所といふのはどういふ基準に基づきま
すか。いままでと同じでございしますか。

○養護府委員 今度の単独事業を入れます全部
の交通安全整備事業につきましては、基準につ
きましていままでと同じ考えを持っていきたいと思
つておる。

ただ、先ほど先生が御指摘になりました通園、
通学路、こういう問題については、いままでの基
準は、学校のある場所から五百メートルといふこ
とでしておりましたが、さらに通園、通学児が多
いような場合には五百メートルにとらわれないよ
うな形で延ばしてまいりたいといふように考へて
おります。

○太田委員 学校の通学路といふ認定を五百メ
ートルとしたといふのは、実は先国会において私
たちはミスをしたと思つておるのです。五百メ
ートルにしたばかりにずいぶんたくさんの子供たち
を、殺さぬでもない子供たちを殺したのです。こ
れは、特別これは五百メートルにこだわらない
で、実情に即してどんどん延ばしていただきたい
、道のある限り延ばす、こういうことでひとつ
お願いしたいと思つておる。

そこで、この前の予算と今度の予算とを比べて
みますと、物価が上がつておるでしょう。それか
らいろいろな交通量といふのは猛烈にふえてお
るでしょう。そうすると、予算総額の実際は一体伸
びたのですか、縮んだのですか。

○養護府委員 道路管理者の行ないます交通安
全整備事業につきましては、これは四十三年と四
十四年を比べて多少減つております。この問
題につきまして、やはり私たち交通安全といふ問
題は単に——こういう整備事業をするといふこと
ももちろん必要なことでございますが、やはり道路
の拡張なり、そういう問題もあわせてやるべきだ
といふように考へておる。すべての道路事
業といふものが相当交通安全につながるものでは

ないといふような考へでございます。また四十四
年度からは、いままで現行の三カ年計画では補助
をしておりました国以外の行ないます二種事業、
こういうものにつきましては地方の単独に移すと
いふようなものもあわせて考へておりますので、
全体の単独事業を入れたものにつきましては、交
通安全事業の自主的な整備事業が伸びておると
いふように考へております。

○太田委員 たゞは防護さくといふのは私はな
かなか役に立つことも多いと思つておるが、当初
計画されたときは、第一次の当初計画案で百十五
億であつたのが、その後修正されて百五億に変わ
つておる、減つておると思つておる。ところが今度
は防護さくなんといふものは十三億計上されてお
るのですが、これは何か理由があるのですか。

○養護府委員 それからの新しい三カ年計画
に計上されておりますのは、これは直轄指定区間で
国みずからやるものだけを計上しておる次第で
ございします。県または市町村が実施いたしますもの
については、大体急急的なものはほほ防護さくが
できたといふこともございします。また、これから
やらなければならぬような山の中での転落防止の
防護さくのようなものは道路の特殊改良、たとえ
ば見通しの悪い突角を切るとか、また幅を広げる
とか、こういう事業とあわせてやつてまいりたい
といふように考へております。また、車道を一部
区分いたしましてガードレールを建てまして歩道
と車道を区別する、こういうものにつきましては
歩道といふところで実施してまいりたいといふよ
うに考へております。

○太田委員 なかなか芸がこまかいですからいい
ですが、養護さん、そこでちよつと聞きますが、
道路照明灯ですね。道路照明灯といふのはいま
まで地方単独で二分の一の補助があつたと思つて
おるが、今度補助がなくなつてしまつたわけですが、
これはどういふ思想ですか。

○養護府委員 照明につきましては、これはい
ま単独的に考へますと一基当たり——国会の周辺
にありますような照明灯、あれで大体十六万円ぐ

るゝとあなたの方で勧告されている箇所は、国鉄で何カ所私鉄で何カ所かわかりますか。

○北沢説明員 私は何鉄の施設局長でございますので、私鉄のほうはわかりませんが、国鉄におきましては、緊急促進法に指定されました箇所については今年度末までにほとんど全部完了する計画になっております。

○永田委員 それは何カ所ですか。

○北沢説明員 警報機でございますと、指定箇所数が八百十一ございまして、このうち四十二年度に竣工したものが二百五十二、今年度十二月までに二百十九、十二月から三月までに三百四十を全部完了する予定になっております。遮断機をつけるほうは七百一カ所で、四十二年に五十九件を完了しております。今年度十二月まで二百二十五件、

残りの五百十七件につきましても年度末までに完了する予定でございます。

○太田委員 年末に非常にスピードをあげていただきまして感謝にたえません。ひとつ国鉄内におきましてはそれは大いに整備してください。施設局長さんいらいしゃいますから、ついでにお尋ねしておきますが、ATSの問題がやかましかった時代には相当その問題を議論されておる。最近ATSの問題というのはあまり議論になっておりませんが、これは予定数ついたのをごさいますか。それともまだこれからつくのをごさいますか。

○森永説明員 国鉄の関係についてお答え申し上げます。

国鉄は四十一年の四月までに全国のすべての線につきまして設置を終わっております。ただ整備いたしましたのが若干古うございましてために、その性能が私鉄で最近採用しておりますものに比べますと若干不十分な点がございまして、その改良につきましては目下研究所のほうで研究いたしております。さらに昨年五月、六月と実は駅構内の待避線に入るポイントのところをかなりハイスピードで通過いたしまして、そのために何十両という貨車が脱線するという事故が相次いで起きましたために、小さな駅の待避線に入るポイントのところを速度をある程度超過して通過しますときにはATSが自動的に働くという、ATSのタッチメントみたいなものを現在つけることにいたしました。四十三年度、四十四年度の二カ年二十三億円をかけまして現在工事中でございます。

○山本説明員 私鉄の関係につきまして申し上げます。

私鉄のほうの計画といたしましては、四十四年度末に当方で指示をいたしました三十六線区全線これを整備する予定になっておりまして、その工事の進捗状況もおおむね計画どおり進んでおる状況でございます。

○太田委員 そう聞いてみますと、鉄道のほうには現在のところ大きな交通不安の種はない、こう

いうことです。それから建設省の計画の中にもそんなに大きな不安の種はない。やはりできるだけやろうということになればそうなる。そうすると、陸上交通の場合にはあと激増する自動車交通に対処する策だけがない、こういうことになるような気がしますが、時間がなくなりましたので、この際警察庁の交通局長から、規制問題が、あなたのほうで近く都心乗り入れ規制の立法をするということとを新聞発表されておりますが、何かアイデアがあるとするなら、あるいは新しい立法でもなさつて今国会に提出される用意があるとするならば、この際ひとつ明言をしておいていただきたいと思うのです。

○鈴木(光)政府委員 新聞報道といたしまして国家公安委員長がいま御指摘のような発言をしたように出ておりますけれども、事実は、警察といたしまして、御承知のとおり、いろいろ渋滞緩和対策といたしまして一方通行とか右折禁止とか駐停車禁止とか、交通規制を非常に強化してまいっております。それとあわせて信号機の高度化をはかつていくということをやっておりますけれども、これでもう防ぎ切れないという場合には、将来そういう特別立法を検討しなければならぬであらうという趣旨の御発言でございまして、いま直ちに特別立法をいたしまして提案する用意があるという段階の御発言ではなかったと思います。

○太田委員 それでは関係各省に若干お尋ねしておきますが、昨年の八月に行政管理局から「交通事故対策の推進に関する行政監察」第二次の勧告が出されておりますが、これは今度の本年度の予算、本年度の各省施設等におきましてこれは大体消化されておると考えていいでしょうか、どうでしょうか。お答えできるところがありましたら答えていただきたい。

○鈴木(光)政府委員 この勧告の中にあります警察庁分につきましては、この勧告の趣旨の線に沿いまして改善の努力をいたしております。

○運輸政府委員 勧告の趣旨でございします人命を尊重する、こういう点につきましては十分考え

て、さらに施設の面でもこれは国及び地方が行ないますものをできるだけふやしまして勧告の線に沿うようにしてまいりたいと思っております。

○北川説明員 厚生省が受けております勧告は、救急の告示医療機関につきましてできるだけその適格性を有する国立とかあるいは公立の病院は、なおより多く告示を受けるように指導してくれ、徹底しろ、さらにまた告示を受けました医療機関は告示の基準を守るように指導を徹底するように、さらにまた救急業務の実施機関とそれから救急医療機関との連携を十分に密にするように、こういうことでございますが、いずれもこの点につきましては私ども行政指導を通じてより徹底するように努力いたしております。

○堀山説明員 運輸省の自動車局におきましては検査登録の充実、それから車両の構造、装置の改善、これにつきまして受けておるわけでございしますが、検査登録につきましては今年度三十一億円、来年度三十八億円の予算を計上しております。

それから研究部門につきましては、それぞれ昨年は車のむち打ちにつきまして研究いたしました、将来サルを使って人体に最も近い条件で試験をするとか、あるいはだんだん高速化してまいりましたので、それに対応する試験設備というものも備える、こういう予算を出しております。それぞれ内示としていただいておりますので、おおむねその方向で対処しております。また、お尋ねのきょうはこれで終わっております。

○太田委員 きょうは、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十八分散会

昭和四十四年三月二十四日印刷

昭和四十四年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局